

税務当局の執行体制の強化と 移転価格問題*

井 田 知 也

1 はじめに

世界経済における多国籍企業の役割はここ数十年の間に飛躍的に増加している。これは運輸・交通・情報伝達手段等のめざましい発達により、その活動範囲が拡大したことによると考えられる。これに伴い、「移転価格問題」が国際課税の分野で重要となってきた。これは外国子会社等の国外関連者との取引において価格操作を行うことで国際的に所得を移転させて、企業がその実質税負担額を減少させる問題である。この問題に対処するため、我が国でも1986年に国外関連者との取引は非関連者との類似した取引で成立する価格、すなわち、「独立企業間価格」で行われたと見なして課税を行なう「移転価格税制」が導入された¹⁾。しかし、本税制は従来の税制とは異なる性質を持つことから、その執行を強化するには税務当局の執行体制の充実が重要であるとの認識が広がり、各国でそれらが進められている。

本稿はこのような執行体制の強化を通じて税務当局がその調査能力を向上させることが、移転価格問題にどのような影響を与えるのかを、多国籍企業と税務当局の戦略的行動の分析から示す研究である。これまでも移転価格問題についての分析は数多く行われてきた。そこで、それらを紹介することにしよう。

移転価格問題の先駆的な研究としてHorst (1971) がある。この研究は多国

*本稿の執筆改訂に当たり、山下和久教授（大阪府立大学）及び赤井伸郎助教授（神戸商科大学）より貴重なコメントを頂いた。ここに心より感謝申し上げたい。

(2) 税務当局の執行体制の強化と移転価格問題

籍企業の最適行動という側面から移転価格問題を分析している。その結果、多国籍企業は可能な範囲内で、本国の税率が外国のそれより大きい場合は最小の、小さい場合は最大の移転価格を採用するため、多国籍企業の利潤は増加するが、税率の大きい国の税収は減少するという帰結になった。しかし、これは移転価格税制が考慮されていないため、このような結果になったのではないかと予想できる。

そこで、Eden (1983) は移転価格税制を考慮して多国籍企業の最適行動について分析を行なった。彼によると、Horst (1971) では多国籍企業は移転価格を自由に選択できるとしているが、現実には独立企業間価格の算定方法によって制約されている。そのため、彼は多国籍企業が最適な行動をとるとき、独立企業間価格の算定方法によってその生産量、販売量、企業内取引にどのような違いが生じるかを調べた。その結果、独立企業間価格の算定方法によりそれぞれへの影響は異なるとなった。

これに対して、Kant (1988) は移転価格税制の適用は、多国籍企業が採用する移転価格と独立企業間価格の格差や政府の移転価格税制への取組みに依存するという不確実性を考慮して、多国籍企業が採用する移転価格を明示的に分析した。その結果、政府が移転価格税制への取組みを強化すると、多国籍企業は移転価格を独立企業間価格に近づけるとしている。この研究は、外国子会社が利潤の一部（配当）を本国の親会社へ送金することを想定している。しかし、移転価格問題が生じる状況では、このようなことは起こらない。というのは、価格操作は本国の高率課税を逃れるために行っているものであり、外国子会社が配当を即時に本国の親会社へ送金すればその意味がなくなるからである。したがって、移転価格税制を分析する上でこのような想定は適切ではないと思われる。また、以上の分析は多国籍企業の移転価格に関する最適行動を示しているが、各国の税収等については明示的に示されていない。そこで、それらについても考慮した研究を紹介することにしよう。

Kant (1990) は、Kant (1988) と同じような想定のもとで多国籍企業の最適行動と各国の税収をそれぞれ明示的に分析した。その結果、多国籍企業が移転価格の操作を行なっても、Horst (1971) と異なり各国の税収と多国籍企業の利潤が同時に増加する場合があるとなった。しかし、この研究には Kant (1988) と同じような想定を用いているという問題がある。また、これまで紹介した研究では、多国籍企業は本国市場で独占的であるとしてきたが、現実には本国市場において他企業との競争も考えられる。

そのため、Jie=Sleuwaegen (1997) は本国市場に多国籍企業と競争する企業があるとして分析を行なった。すると、両企業が代替的な財を生産している場合、多国籍企業や政府の最適行動は従来の研究と異なり、政府の税収、消費者余剰、雇用水準、本国と外国の国際収支等への効果も異なるとなった。

確かに、これらの研究では、多国籍企業の最適行動や各国の税収への影響を明示的に示している。しかし、経済の国際化が進展する中で各国の相互依存関係を考慮した分析も必要であると考えられる。このようなことを考慮した分析として Elitzur=Mintz (1996) がある。この研究では、まず各国の税率を所与としたときのプリンシパルの本国親会社とエージェントの外国子会社の最適行動を分析している。そして、相互依存関係にある本国と外国の税務当局がそれらを考慮して、両者の利潤に対してそれぞれ課税を行うとき、どのような結果になるかを示している。すると、本国と外国の税務当局はそれぞれ均衡では正のある税率を採用するという帰結になった。

これまで紹介した先行研究は、多国籍企業や税務当局の短期的な行動についての分析であり、本税制の適用に必要な税務調査やそれに関する費用・不確実性が考慮されていなかった。その結果、本国と外国の税率に格差がある場合、多国籍企業は移転価格を操作するとし、税務当局についてはすべての多国籍企業に対して移転価格税制を常に適用するとしていた²⁾。

しかし、現実にはすべての多国籍企業が移転価格問題を起こすわけでも、税

(4) 税務当局の執行体制の強化と移転価格問題

務当局が常に移転価格税制を適用するわけでもなく、本税制の適用に必要な税務調査やそれに関する費用・不確実性を考慮すると、多国籍企業については価格操作をしない、税務当局については本税制を適用しない、という可能性も含めた分析も必要であると考えられる。また、多国籍企業と税務当局の関係は長期的に継続することが多いが、先行研究ではそのような状況での分析も行われていない。

そこで、本稿では多国籍企業と税務当局のそれぞれの戦略に上述のような行動を含めた分析から、執行体制の強化を通じて税務当局がその調査能力を向上させることが、移転価格問題にどのような影響を与えるのかを示す。このとき、本税制の適用に必要な税務調査やそれに関する費用・不確実性も考慮するが、それらは税務当局の調査能力に依存するとする。そして、静学ゲームと無限繰り返しゲームを用いて、両者の関係が先行研究で示されたような短期的な場合だけでなく、長期的に継続する場合についても分析を行う³⁾。

その結果、両者の関係が短期的な場合は税務当局が移転価格税制に対する執行体制の強化を通じてその調査能力を上昇させても移転価格問題は生じたが、それが長期的に継続する状況でこれを行うと、両者の切替戦略がサブゲーム完全なナッシュ均衡となり、各段階での結果が「多国籍企業は移転価格問題を起こさない、税務当局は移転価格税制を適用しない」と社会厚生を上昇させるということを示すことができた⁴⁾。

2 モデル

まず、本稿の基本的な想定を示すことにしよう。

・多国籍企業

本国に親会社、外国に子会社をもつ多国籍企業がある。親会社は価格 γ の財を仕入れて子会社に販売する。子会社はその財を外国で販売して単位当たり売上 y を得る。親会社がこの財の子会社への移転価格を θ と設定する場

合、子会社の財1単位当りの費用は θ となり、それは親会社の売上となる。ただし、この財には独立企業間価格 $\hat{\theta}$ が存在する。

・本国税務当局と外国税務当局

本国税務当局は財1単位当りについて、親会社の売上から仕入額を控除した $(\theta - \gamma)$ に対して税率 t で課税する。他方、外国税務当局は財1単位当りについて子会社の売上げから親会社への支払いを引いた額 $(y - \theta)$ に対して税率 t^* で課税する。

つぎに、このモデルを使って多国籍企業が移転価格を操作する誘因、税務当局が移転価格税制を適用する誘因、について説明することにしよう⁵⁾。この場合、多国籍企業の税引後統合利潤は

$$(1-t)(\theta - \gamma) + (1-t^*)(y - \theta) = a - (t-t^*)\theta$$

となる。ここでは、 $a \equiv [(1-t^*)y - (1-t)\gamma]$ としている。つまり、第1項は親会社の税引後利潤、第2項は子会社のそれである。他方、本国税務当局と外国税務当局の税収はそれぞれ $t(\theta - \gamma)$ 、 $t^*(y - \theta)$ となる。

したがって、多国籍企業の税引後統合利潤、本国税務当局と外国税務当局の税収は、移転価格が θ の場合は表1の2行目、それが $\hat{\theta}$ の場合は3行目、前者

表1 多国籍企業の税引後統合利潤と各国税務当局の税収

移転価格	多国籍企業の税引後統合利潤	本国税務当局の税収	外国税務当局の税収
θ	$a - (t-t^*)\theta$	$t(\theta - \gamma)$	$t^*(y - \theta)$
$\hat{\theta}$	$a - (t-t^*)\hat{\theta}$	$t(\hat{\theta} - \gamma)$	$t^*(y - \hat{\theta})$
$\theta - \hat{\theta}$	$(t-t^*)(\hat{\theta} - \theta)$	$t(\theta - \hat{\theta})$	$t^*(\hat{\theta} - \theta)$

表2 多国籍企業が採用する移転価格と移転価格税制の当事者

両国税率 の関係	多国籍企業が採用 する移転価格	移転価格税制 の当事者
$t > t^*$	θ_L	本国税務当局と親会社
$t < t^*$	θ_H	外国税務当局と親会社

(6) 税務当局の執行体制の強化と移転価格問題

から後者を引いたものは4行目、各ケースで多国籍企業が採用する移転価格、移転価格税制の当事者は表2のようになる。親会社がこのような移転価格を採用するのは、どちらの場合でも θ が $\hat{\theta}$ の場合と比べて多国籍企業の税引後統合利潤が増加するからである。そのため、どちらの場合でも親会社は移転価格税制の当事者になる。また、税率の大きいほうの税務当局が移転価格税制の当事者となるのは、親会社の上述のような行動によりその税収が $\hat{\theta}$ の場合と比べて不当に減少するため、本税制を積極的に適用するからである。

そこで、次節では $t > t^*$ の場合、つまり、移転価格税制の当事者（プレーヤー）が本国税務当局と親会社となるケースを静学ゲームを用いて分析することにしよう⁶⁾。

3 静学ゲーム

このゲームではつぎのような想定を置く。

- ・親会社と本国税務当局は、 θ を $(\theta_H, \hat{\theta}, \theta_L)$ のどれにするのか、移転価格税制の適用に必要な税務調査を（する、しない）のどちらにするのか、をそれぞれ同時に決める。しかし、外国税務当局は移転価格税制を適用しない⁷⁾。
- ・税務調査が行なわれる場合、親会社と本国税務当局はそれぞれ費用 c_M 、 c_G を要する。 k で（本国税務当局の移転価格に関する調査能力／親会社の対抗能力）を表すと、 c_M は k の増加関数、 c_G はその減少関数である。そして、親会社が移転価格の操作を行なったことを立証する確率 β は k の増加関数であり、ゼロ以上1以下である⁸⁾。
- ・移転価格問題が立証されたとき、本国税務当局は移転価格を独立企業間価格に修正して課税した後、親会社から課徴金を徴収する。この場合の課徴金は独立企業間価格と親会社が設定した移転価格の差額に d をかけた額である。なお、 d はゼロ以上1以下である。

- ・親会社と本国税務当局が選択する戦略の組み合わせごとに、親会社の利得である多国籍企業の税引後統合利潤と本国税務当局の利得である純税収（総税収－税務調査費用）が表3のように決まる。各マスの第1段はゲームの結果、第2段は親会社の利得、第3段は本国税務当局の利得を示している。
- ・以上のことはすべて両者の共有知識である。

つぎに、親会社と本国税務当局の最適反応の分析から、このゲームのナッシュ均衡戦略を示すことにしよう。この場合、ナッシュ均衡戦略は

表3 多国籍企業と本国税務当局のゲームの利得表

		本国税務当局	
		税調査をしない	税調査をする
多国籍企業 (親会社)	$\theta = \theta_H$	親会社損失 $a - (t - t^*) \theta_H$ $\underline{t(\theta_H - \gamma)}$	本国税務当局逸脱 $a - (t - t^*) \theta_H - c_M$ $t(\theta_H - \gamma) - c_G$
	$\theta = \hat{\theta}$	両者協力 $a - (t - t^*) \hat{\theta}$ $\underline{t(\hat{\theta} - \gamma)}$	本国税務当局逸脱 $a - (t - t^*) \hat{\theta} - c_M$ $t(\hat{\theta} - \gamma) - c_G$
	$\theta = \theta_L$	親会社逸脱 $a - (t - t^*) \theta_L$ $\underline{t(\theta_L - \gamma)}$ [(1)式が不成立のケース]	両者逸脱 $\frac{a - (t - t^*) \cdot [\beta \hat{\theta} + (1 - \beta) \theta_L]}{-\beta t d(\hat{\theta} - \theta_L) - c_M}$ $\frac{t \cdot [\beta \hat{\theta} + (1 - \beta) \theta_L - \gamma]}{+\beta t d(\hat{\theta} - \theta_L) - c_G}$ [(1)式が成立のケース]

(8) 税務当局の執行体制の強化と移転価格問題

$$\beta(k) \cdot t \cdot (\hat{\theta} - \theta_L) > c_G(k) \quad (1)$$

が成立するときは、「両者逸脱」に対応する戦略、それが成立しないときは「親会社逸脱」に対応する戦略となる⁹⁾。というのは、表3の下線が引かれている利得はそれぞれの最適反応を示しているが、親会社が θ を θ_L にする場合の本国税務当局の最適反応だけは、(1)式が成立するときは税務調査を行う、それが成立しない場合は税務調査を行わない、と所与の条件により変わるからである。

この結果はつぎのように解釈できる。 k が大きくなると、仮定より $\beta(k)$ は上昇するが $c_G(k)$ は低下する。そのため、 k が小さい場合、本国税務当局が税務調査を行なっても、移転価格の操作が行われたことを立証することが難しく、期待税収増が徴税費用を上回るのをそれを行わない。ところが、 k が大きい場合、本国税務当局が税務調査を行なうとそれなりの成果を上げることができるので税務調査を行なう。一方、親会社は k に関係なく、移転価格の操作を行なった方が移転価格を $\hat{\theta}$ とする場合より税負担額を軽減させることができるのでそれを行う。

本節では本国税務当局と多国籍企業が1回プレーする静学ゲームを用いて、両者の関係が短期的な場合について分析を行った。その結果、税務当局が移転価格税制の執行体制の強化を通じてその調査能力を向上させても、多国籍企業は移転価格問題を起こすという結果になった。しかし、このことから税務当局の本税制に対する執行体制の強化は無意味であるというのではない。というのは、通常、両者の関係は長期的に継続することが多いため、このようなゲームが数多く繰返される状況で分析を行う必要があるからである。

そこで、次節では無限繰返しゲームを用いて、このような状況での両者の戦略的行動の分析からそれらを示す¹⁰⁾。ただし、(1)式が成立する場合だけを考える。というのは、このゲームにはナッシュ均衡戦略よりパレート優位な戦略があり、このゲームが無限回繰返されると両者は長期的な利得を考えてそれを

採用する場合があるからである¹¹⁾。そこで、次節では(1)式が成立しているとして分析を行うことにしよう。

4 無限繰返しゲーム

このゲームの想定は以下のとおりである。

- ・前項の静学ゲームが無限回繰返される。そして、親会社と本国税務当局は各 t について第 t 期が始まる前に第 $t-1$ 期までのプレーの結果を観測している。
- ・親会社と本国税務当局の利得は、静学ゲームでのそれぞれの利得の現在価値である。ここでは、表記を単純化するために、静学ゲームでの結果が両者協力、親会社逸脱、両者逸脱の場合の親会社の利得をそれぞれ π_C 、 π_D 、 π_N で示す。そして、(後々のことまで考えた上で) 当該の最適な行動の選択を行なったときに得られる利得現在価値を V で表わす。
- ・以上のことはすべて両者の共有知識である。

また、本節では、第 t 期でのゲームを、第 $t-1$ 期までのゲームの結果が

- ① すべて両者協力である場合
- ② 少なくとも1つが両者協力と異なる場合

に分類して、本国税務当局と親会社の最適反応の分析から、両者の切替戦略がサブゲーム完全なナッシュ均衡戦略となり、各期での結果が両者協力になる可能性があることを示す。この場合の親会社の切替戦略は

「まず、第1期では θ を $\hat{\theta}$ にする。そして、第 $t-1$ 期までのゲームの結果が①の場合は θ を $\hat{\theta}$ にするが、②の場合は θ を θ_L にする。」

であり、本国税務当局の切替戦略は

「まず、第1期では税務調査を行なわない。そして、第 $t-1$ 期までのゲームの結果が①の場合は税務調査を行なわないが、②の場合は税務調査をする。」となる。これらの想定のもとで、はじめに、本国税務当局の切替戦略を所与と

(10) 税務当局の執行体制の強化と移転価格問題

した場合の親会社の最適反応を示すことにする。

まず、第1期とこれまでのゲームの結果が①の場合、親会社の最適な行動の選択が「 θ を $\hat{\theta}$ にする」であれば、この選択によりつぎの期で全く同様の選択が待っている。そのため、主観的割引因子を δ とすると、この場合の親会社の利得現在価値 V はつぎのようになる。

$$V = \pi_c + \delta V.$$

つまり、

$$V = \frac{\pi_c}{1 - \delta} \quad (2)$$

になるというわけである。

これに対して、親会社の最適な行動の選択が「 θ を θ_L にする」であれば、親会社の利得現在価値は以下のようになる。

$$V = \pi_D + \delta \pi_N + \delta^2 \pi_N + \delta^3 \pi_N + \dots = \pi_D + \frac{\delta}{1 - \delta} \pi_N. \quad (3)$$

すなわち、親会社が θ を θ_L とすれば、今期の利得は π_D となるが、その結果、本国税務当局は以降ずっと税務調査を行うので、将来の各期の利得は π_N となるというわけである。このようなことを考慮すると、親会社が θ を $\hat{\theta}$ にすることが最適となるのは、(2)式が(3)式以上になる

$$\delta \geq \frac{(t - t^*)(\hat{\theta} - \theta_L)}{\beta(k) \cdot (t - t^* + td)(\hat{\theta} - \theta_L) + c_M(k)} \quad (4)$$

のとき、そして、そのときに限る。一方、これまでのゲームの結果が②の場合、本国税務当局は以降ずっと税務調査を続けることになる。そのため、静学ゲームの分析より親会社の最適反応は θ を θ_L と設定し続けることになる。以上の分析をまとめると、(4)式が成立するとき、そして、そのときに限り、本国税務当局の切替戦略を所与とした場合の親会社の最適反応はその切替戦略となる。

つぎに、親会社の切替戦略を所与とした場合の本国税務当局の最適反応を示すことにしよう。第1期とこれまでのゲームの結果が①の場合、本国税務当局

は税務調査を行ってもその利得は増加しない。そのため、税務調査を行わないことがその最適反応になる。他方、これまでのゲームの結果が②の場合、親会社は θ を以降ずっと θ_L に設定し続けるので、静学ゲームの分析より本国税務当局の最適反応は税務調査を続けることになる。これらの分析をまとめると、親会社の切替戦略を所与とした場合、本国税務当局の最適反応はその切替戦略となる。そして、両者の最適反応の分析より、(4)式が成立するとき、そして、そのときのみ両者の切替戦略が無限繰返しゲーム全体についてナッシュ均衡戦略となる。

さらに、我々は、このナッシュ均衡がサブゲーム完全であることを示す。ここで、(4)式が成立して、両者が全体ゲームに対してそれぞれの切替戦略を採用しているとする。そして、無限繰返しゲームではどのサブゲームも全体ゲームと等しくなるので、それに同様の分析を適用する。

まず、サブゲームの種類が①の場合、全体ゲームと同じように分析すると、(4)式が成立しているのので、両者の切替戦略はそれぞれの最適反応となる。したがって、この場合のナッシュ均衡戦略は両者の切替戦略となる。

つぎに、サブゲーム種類が②の場合、親会社はその切替戦略より θ を θ_L にするため、本国税務当局の最適な行動はその切替戦略に示された税務調査を行うことになる。他方、本国税務当局はその切替戦略より税務調査を行うため、これに対する親会社の最適な行動はその切替戦略に示された θ を θ_L にすることになる。つまり、両者の切替戦略はそれぞれ最適反応となる。したがって、この場合のナッシュ均衡戦略は両者の切替戦略となる。

以上の分析をまとめると、両者の切替戦略は全体ゲームだけでなく、①と②のどのサブゲームでも均衡戦略となっている。したがって、両者の切替戦略はサブゲーム完全なナッシュ均衡戦略であるといえる。

最後に、(4)式が成立する可能性とその経済的解釈を示すことにしよう。仮定より $\beta(k)$ と $c_M(k)$ は k の増加関数である。そのため、税務当局が k を上昇

(12) 税務当局の執行体制の強化と移転価格問題

させると、(4)式が成立する可能性が高くなる。つまり、本国税務当局はその移転価格の調査能力を親会社の対抗能力より向上させると、各期のゲームの結果が「親会社は移転価格問題を起こさない、本国税務当局は移転価格税制を適用しない」という社会厚生が高い状況をもたらすとなった。

5 おわりに

我が国をはじめ多くの国で、移転価格税制の執行を強化するために、税務当局の執行体制の整備・充実が重要であるとの認識が広がり、各国でそれが進められている。本稿では移転価格税制の下での多国籍企業と税務当局の戦略的行動の分析から、税務当局が執行体制の強化を通じてその調査能力を向上させることが、移転価格問題にどのような効果をもたらすのかの分析を行った。本研究で用いたモデルでは、本国にある多国籍企業の親会社と外国にあるその子会社間である財が取引されることを想定し、従来の研究ではあまり考慮されていなかった移転価格税制の適用時に必要な税務調査やそれに関する費用・不確実性も考慮している。この場合の移転価格税制の適用時に必要な税務調査やそれに関する費用・不確実性は、税務当局の本税制に対する執行体制の強化の程度に依存するとしている。そして、通常、両者の関係は長期的に継続することが多いことから、静学ゲームと無限繰返しゲームを用いて、両者の関係が短期的な場合だけでなく長期的に継続する場合についても分析を行った。

その結果、税務当局と多国籍企業の関係が短期的である場合、税務当局が移転価格税制に対する執行体制を強化してその調査能力を向上させても、ナッシュ均衡戦略は「多国籍企業の親会社は移転価格問題を起こす、税務当局は移転価格税制を適用する」と社会厚生が低くなるとなった。しかし、両者の関係が長期的に継続する場合にそれらが行われると、両者の切替戦略がサブゲーム完全なナッシュ均衡となり、各段階での結果が「多国籍企業は移転価格問題は起こさない、税務当局は移転価格税制を適用しない」と社会厚生が高くなるという

ことを示すことができた。

このように本稿では、移転価格税制の下での多国籍企業と税務当局の戦略的行動の分析より、両者の関係が長期的に継続する場合に、税務当局が執行体制の強化を通じてその調査能力を向上させると、移転価格問題は起こらない高い社会厚生が高い状況をもたらす、という帰結を得た。

付録

ここでは $t < t^*$ の場合、つまり、移転価格税制の当事者（プレーヤー）が親会社と外国税務当局となるケースを分析する。これは $t > t^*$ の場合と基本的には同じで「本国税務当局」を「外国税務当局」に置換えた分析である。そして、「外国」に関連する変数には*がつけられている。

まず、静学ゲームの場合、各戦略に対する親会社と外国税務当局の利得は付表のようになる。各マスの第1段はゲームの結果、第2段は親会社の利得、第3段は外国税務当局の利得を示している。そして、下線が引かれている利得はそれぞれの最適反応を示している。そのため、ナッシュ均衡戦略は

$$\beta^*(k^*) \cdot t^* \cdot (\theta_H - \hat{\theta}) > c_G^*(k^*) \quad (A1)$$

が成立するときは「両者逸脱」に対応する戦略、それが成立しないときは「親会社逸脱」に対応する戦略となる。この場合の「逸脱」とは、親会社にとっては θ を θ_H とすることであり、外国税務当局にとっては税務調査を行うことである。

他方、無限回繰返しゲームの場合も $t > t^*$ の場合と同じように (A1) 式が成立する場合について、第 t 期におけるゲームを①と②に分類して分析を行った。その結果

$$\delta \geq \frac{(t^* - t)(\theta_H - \hat{\theta})}{\beta^* \cdot (k^*)(t^* - t + t^* d^*)(\theta_H - \hat{\theta}) + c_M^*(k^*)} \quad (A2)$$

が成立するとき、そして、そのときのみ、両者の切替戦略はサブゲーム完全な

(14) 税務当局の執行体制の強化と移転価格問題

付表 多国籍企業と外国税務当局のゲームの利得表

		本国税務当局	
		税調調査をしない	税務調査をする
多国籍企業 (親会社)	$\theta = \theta_H$	<p>親会社逸脱</p> $\frac{a-(t-t^*) \cdot \theta_H}{t^* \cdot (y-\theta_H)}$ <p>[(A2) 式が不成立のケース]</p>	<p>両者逸脱</p> $\frac{a-(t-t^*) \cdot [\beta \hat{\theta} + (1+\beta) \theta_H]}{-\beta^* t^* d^* (\hat{\theta}_H - \hat{\theta}) - c_M}$ $\frac{t^* \cdot [y - \beta \hat{\theta} - (1-\beta) \theta_H]}{+\beta^* t^* d^* (\hat{\theta}_H - \hat{\theta}) - c_G}$ <p>[(A2) 式が成立のケース]</p>
	$\theta = \hat{\theta}$	<p>両者協力</p> $a-(t-t^*) \cdot \hat{\theta}$ $t^* \cdot (y-\hat{\theta})$	<p>外国税務当局逸脱</p> $a-(t-t^*) \hat{\theta} - c_M^*$ $t^* \cdot (y-\hat{\theta}) - c_G$
	$\theta = \theta_L$	<p>親会社損失</p> $a-(t-t^*) \hat{\theta}_L$ $t^* \cdot (y-\theta_L)$	<p>外国税務当局損失</p> $a-(t-t^*) \theta_L - c_M^*$ $t^* \cdot (y-\theta_L) - c_G^*$

ナッシュ均衡となる。

この場合の親会社の切替戦略は

「まず、第1期では θ を $\hat{\theta}$ にする。そして、第 $t-1$ 期までのゲームの結果が①の場合は θ を $\hat{\theta}$ にするが、②の場合は θ を θ_H にする。」

であり、外国税務当局の切替戦略は

「まず、第1期では税務調査を行なわない。そして、第 $t-1$ 期までのゲームの結果が①の場合は税務調査を行なわないが、②の場合は税務調査をする。」

である。そして、 $\beta^*(k^*)$ を k^* の増加関数、 $c_G^*(k^*)$ をその減少関数とすると、

外国税務当局がその相対的な調査能力 k^* を上昇させると、各期での結果が両者協力なり社会厚生が上昇するという結果になった。

注

- 1) 移転価格税制の制度の詳細は羽床 (1999), 佐藤 (1997), 増井 (1995) 等を参照。
- 2) 移転価格税制に関する研究には小林 (1998), 村上 (1990), (1996) 等もある。
- 3) 同様の分析は井田 (1999) でも行われているが, 税務当局の調査能力の移転価格問題への影響を明示的に示していない。また, 税務当局の課徴金も想定されていない。
- 4) サブゲーム完全なナッシュ均衡は Gibbons (1992), 岡田 (1996), 鈴木 (1994) 等を参照。
- 5) 表記の単純化のため「財1単位当り」という表記は以下省略する。
- 6) 両国の税率が等しい場合は親会社が移転価格を操作しても, 多国籍企業の税引後統合利潤は増加しないので移転価格の問題は生じない。そのため, このケースは本稿の分析から除いている。そして, $t < t^*$ の場合の分析は $t > t^*$ の場合とよく似ているので結果だけを付録に示している。
- 7) 本国税務当局が税務調査を行なって, 親会社が移転価格の操作を行なったことを立証できたときは移転価格税制を適用するが, それができないときあるいは税務調査が行われないときの適用はない。ここでは, 議論の単純化のために, 外国税務当局は移転価格税制を適用しないとしているが, それを適用するとしても分析の結果には影響しない。
- 8) 本国税務当局の費用とは税務調査の件数等であり, 親会社のそれは税務調査のときに提出を求められる書類の作成費用等である。また, 親会社が移転価格の操作を行なったことを立証する確率が高いときは, 税務調査が効率的に行われていることを表わす。そして, 本国税務当局の移転価格問題に関する税務調査能力は, その専門調査官の研修・育成と共に増加する。
- 9) 利得表に示されたゲーム結果は説明の便宜上つけた名前で理論上の特別な意味はない。この場合の「逸脱」とは, 親会社にとっては θ を θ_L とすることであり, 本国税務当局にとっては税務調査を行うことである。
- 10) 実際には両者の関係が無限回繰返されることはないが, 50回とか100回という大きな数字は人間的な尺度からいって, 無限回に等しいと感じる。
- 11) (1) 式が成立しない場合は, ゲームの結果が「両者協力」になっても多国籍企業の利得は減少するのでこのようなことは生じない。

(16) 税務当局の執行体制の強化と移転価格問題

参 考 文 献

- Eden, Lorraine (1983), "Transfer Pricing Policies under Tariff Barriers," *Canadian Journal of Economics*, Vol.16, p669-685.
- Elitzur, Ramy and Jack Mintz (1996), "Transfer Pricing Rules and Corporate Tax Competition," *Journal of Public Economics*, Vol.60, p401-422.
- Gibbons, Robert (1992), *Game Theory for Applied Economists*, Princeton University Press, (福岡正夫・須田伸一訳 (1995)『経済学のためのゲーム理論入門』創文社).
- Horst, Thomas (1971), "The Theory of the Multinational Firm: Optimal behaviour under Different Tariff and Tax Rates," *Journal of Political Economy*, Vol.79, p1059-1072.
- Jie-A-Joen, Clive and Leo Sleuwaegen (1997), "Multinational Firm Behaviour under Different Tariff and Tax Rates: Effects from Strategic Interaction in the Host Country," *De-Economist*, Vol.145, p65-89.
- Kant, Chander (1988), "Endogenous Transfer Pricing and the Effects of Uncertain Regulation," *Journal of International Economics*, Vol.24, p147-157.
- Kant, Chander (1990), "Multinational Firms and Government Revenues," *Journal of Public Economics*, Vol.42, p135-147.
- 井田知也 (1999), 「移転価格税制のもとでの多国籍企業と税務当局の戦略的行動」, 『公共選択の研究』, 第32号, p49-58。
- 岡田 章 (1996), 『ゲーム理論』, 有斐閣。
- 小林威編 (1998), 『移転価格税制の理論・実証分析』, 多賀出版。
- 佐藤正勝 (1997), 『移転価格税制の理論と適用—日米両国法制の比較研究—』, 税務経理協会。
- 鈴木光男 (1994), 『新ゲーム理論』, 劉草書房。
- 羽床正秀 (1999), 『平成11年全訂版 移転価格税制詳解』, 財団法人大蔵財務協会。
- 増井良啓 (1995), 「移転価格税制—経済的三重課税の排除を中心として—」, 『日税研論集』, 33巻, p41-90。
- 村上 睦 (1990), 「移転価格税制とユニタリー・タックス」, 石弘光編『グローバル化と財政』, 有斐閣, p95-124。
- 村上 睦 (1996), 『多国籍企業と移転価格税制』, 文眞堂。